資材単価

1 資材単価の適用区分

価格については(財)経済調査会に調査委託し、決定している。

平成19年度単価はすべて大口取引価格として調査しているが、小口取引の場合でも単価の補正は行わない。

2 資材単価の決定について

価格は、原則として、積算時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する資材の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、積算時の類似品価格とする。

なお、設計単価は、長崎県土木部設定単価(「基本単価一覧表」に掲載の単価をいう。)、物価資料(「建設物価」、「積算資料」をいう。)掲載価格、特別調査単価(臨時調査)または見積もりをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢価格を反映するものとする。

また、工事規模、工種、施工箇所及び施行条件から下記によりがたい場合は事前に本庁事業課と協議のうえ 別途決定する。

- 1) 基本単価一覧表による場合
 - (イ)基本単価一覧表の単価は、長崎県土木部建設企画課において決定したものをいう。 基本単価一覧表に掲載がある場合は、これを積算に用いる設計単価とする。
- 2) 物価資料による場合
 - (イ)1)の方法によりがたい場合は、設計単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。

ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は積算時の最新月号とする。

(ロ)公表価格として掲載されている資材価格は、メーカ等が一般的に公表している販売希望価格であり、実 勢価格と異なるため、積算に用いる設計単価としない。

ただし、公表価格で、割引率 (額) の表示がある資材は、その割引率 (額) を乗じた (減じた) 価格を 積算に用いる設計単価とする。

3) 掲載品と類似する資材等を使用する場合

基本単価一覧表及び物価資料等に掲載されていないが、一般的に製造され、かつ市況にある資材単価(二次製品等)は、下記のとおり算出して設計単価とする。

(イ) 中間サイズの場合 (規格が異なる場合)

中間品単価 = ① 中間品の見積またはカタログ等の単価

② 基本単価一覧表または 物価資料等掲載の直近上位の単価

②に対応する見積もりまたはカタログ等の単価

なお、直近上位とは、基本単価一覧表及び物価資料等に掲載されている直近上位額のサイズをいう。 また、他で実施した特別(臨時)調査の単価も② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位 の単価 とすることができるものとする。 (ロ) 類似品または品目が異なる場合

類似品単価 = ① 類似品の見積またはカタログ等の単価

② 基本単価一覧表または 物価資料等掲載の直近上位の単価

③ ②に対応する見積もり またはカタログ等の単価

ただし、②の対象サイズは、原則として類似品サイズとするが、掲載されていない場合は、直近サイズとする。

また、他で実施した特別(臨時)調査の単価も② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価 とすることができるものとする。

- 4) 見積もりまたは特別(臨時)調査による場合
- 1) \sim 3) により単価決定ができない資材については、見積もりまたは特別(臨時)調査により単価を決定する。

ただし、次のイ)ロ)に該当する該当する資材価格については、特別(臨時)調査により単価を決定する。

(イ)基本単価一覧表に掲載されている資材で、1工事の使用量が下記に該当する場合。

i. セメント (バラ):使用量が1,000 t以上の場合

ii. セメント(袋):使用量が60 t (2,400袋)以上の場合

iii. 火 薬 : ①火薬庫有りの場合 ②使用量が1 t 以上の場合

iv. 電気雷管 : ①火薬庫有りの場合 ②使用量が1,000個以上の場合

- (ロ) 1 工事当たりの資材調達価格(資材数量×単価)が500万円以上または1資材価格が50万円以上の資材。 ただし、下記i~vに該当する資材については、1 工事当たりの資材調達価格(資材数量×単価)が 200万円以上または1資材価格が50万円以上の資材。
 - i. 橋梁関係資材
 - ①支承
 - ②落橋防止装置
 - ③ P C 桁 (工場製作桁)
 - ④橋梁用防護柵
 - ⑤伸縮装置
 - ii. ダム工事積算資料で定める資材
 - iii. NATM積算資料(案)で定める資材
 - iv. 簡易浮き桟橋(付属品含む)
 - v. 機器·計器類
- ※特別(臨時)調査の必要性の判断は、見積もり徴取により判断するものとする。

見積もり徴収・決定方法は、「4)見積もりまたは特別(臨時)調査の場合による場合の(ハ)見積もり徴取・決定方法」によること。

なお、他の工事の実績や物価資料等から類推できるものは、見積もり徴取を省くことができるものとするが、市場価格との乖離を把握するためにも、見積もりは極力徴取するものとする。

(ハ)見積もり徴取・決定方法

- i. 見積もりを徴取する場合は、形状寸法・品質・規格・数量及び納入場所・見積もり有効期限等の条件 を必ず提示し、発注担当機関長名で見積もり依頼を行う。
- ii. 見積もりは、原則として3社以上から徴取する。
- iii. 積算に用いる資材単価の決定方法は、異常値を除いた価格の最低価格とする。

(異常値とは、徴取した全ての見積もりの平均値を中心に、 $\pm 30\%$ の範囲を超えるものとする。) ※主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料の速報」等の価格を採用する。 ※単価採用順序は、1)、2)、3)、4) の順とする。

単価適用上の注意事項

1. 地域別資材単価

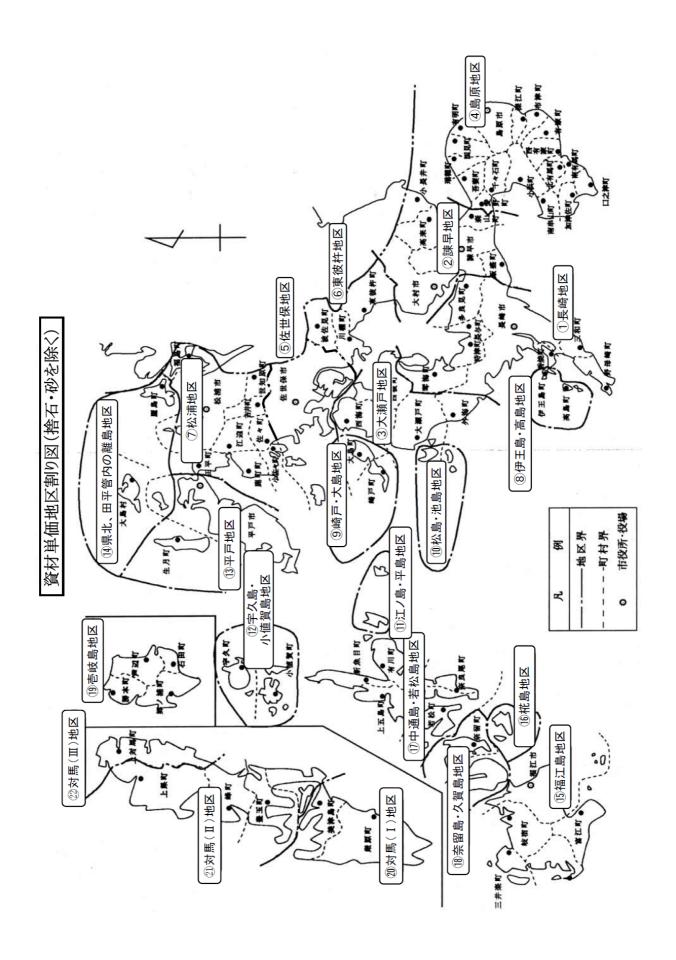
(1) 資材単価地区割(捨石を除く)

地区割については地区割図の通りとするが下記地区については注意すること。

- ① 1地区……長崎(樺島を含む)
- ② 14 地区………②③除く県北・田平管内の離島(佐世保市の黒島と高島も含む)
- ③ 20 地区……对馬 I (旧美津島町万関橋以南)
- ④ 21 地区……対馬Ⅱ (旧美津島町万関橋以北で旧上対馬町を除く)
- ⑤ 22 地区……对馬Ⅲ (旧上対馬町)

資材単価地区割

	<u> </u>
地 区	該 当 市 町 村
①長崎地区	長崎市の内地(旧外海町を除く)・長与町の内地・時津町の内地 諫早市の内地(旧多良見町のみ)
②諫早地区	諫早市の内地(旧多良見町を除く)・大村市の内地
③大瀬戸地区	西海市の内地(旧崎戸町・旧大島町を除く)・長崎市の内地(旧外海町のみ)
④島原地区	島原市の内地・雲仙市の内地・南島原市の内地
⑤佐世保地区	佐世保市の内地 (旧吉井町・旧世知原町・旧小佐々町を除く)
⑥東彼杵地区	東彼杵町の内地・川棚町の内地・波佐見町の内地
⑦松浦地区	松浦市の内地(旧福島町を含む)・平戸市の内地(旧田平町のみ)・江 迎町の内地・鹿町町の内地・佐々町の内地・佐世保市(内地)(旧吉井町・ 旧世知原町・旧小佐々町のみ)
⑧伊王島・高島地区	長崎市の離島 (旧伊王島町・旧高島町のみ)
⑨崎戸・大島地区	西海市の内地 (旧崎戸町・旧大島町のみ)
⑩松島・池島地区	西海市の離島(松島のみ)・長崎市の離島(池島のみ)
⑪江ノ島・平島地区	西海市の離島(江ノ島・平島のみ)
⑫宇久島・小値賀島	佐世保市の離島(旧宇久町のみ)・小値賀町
③平戸地区	平戸市の内地 (旧田平町を除く・旧生月町を含む)
4年1日平地区の離島	佐世保市の離島(黒島・高島のみ)・平戸市の離島(旧大島村のみ)・松 浦市の離島(旧鷹島町のみ)
⑤福江島	五島市(福江島のみ)
16椛島	五島市 (椛島のみ)
⑪中通島 若松島	新上五島町(中通島・若松島のみ)
®奈留島 久賀島	五島市 (奈留島・久賀島のみ)
⑲壱岐島	壱岐市 (壱岐島のみ)
20対馬 (I)	対馬市の本島 (旧厳原町・旧美津島町(万関橋以南))
②対馬 (Ⅱ)	対馬市の本島 (旧美津島町(万関橋以北)・旧豊玉町・旧峰町・旧上県町)
②対馬 (Ⅲ)	対馬市 (旧上対馬町)



- (2) 生コンクリート、アスファルトについて
 - ①生コンクリート、アスファルト単価の適用区分

生コンクリート、アスファルトについては、プラントがない離島には適用しない。

- (ア) 県北田平の離島管内の生コンクリートの価格は鷹島、大島、度島以外には適用できない。
- ②生コンクリート単価の地区による補正について
 - (ア) 生月島については平戸地区単価とし生コンクリートのみ平戸地区単価に+1,000円/㎡とする。
 - (イ) 伊王島・高島地区のうち伊王島についてのみ、同地区単価に+1,800 円/ m^3 とする。
- ③生コンクリート小型車(4t車以下)割増について
 - (03) 大瀬戸地区は 1,500 円/㎡とする。
 - (01)長崎地区は、1台・1回当たり3,000円とする。
 - (11)平戸島地区、(15)中通島地区は1,000円/㎡とする。
 - (02) 諫早地区は 1,000 円/㎡とする。
 - (07) 松浦地区は1台・1回当たり1,000円とする

その他の地区は割増しないものとする。

(3) 再生クラッシャーランの単価について

- ① (08)伊王島・高島の単価については、伊王島のみ適用とする。
- ③(14)12,13を除く田平管内の離島の単価については、鷹島のみ適用とする。

生コンクリート及びアスファルト合材プラント有無一覧

地区	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8	3)
	長崎	諫早• 大村	大瀬戸	島原	佐世保	東彼杵	松浦	伊王島	⋼高島
								伊王島	高島
生コンクリート	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アスファルト合材	0	0	0	0	0	0	0	×	×

	(9)		(10)		(11)		(12)	
地区	崎戸·大島		松島·池島		江ノ島・平島		宇久島・小値賀島	
	崎戸	大島	松島	池島	江ノ島	平島	宇久島	小値賀島
生コンクリート	×ただし、本土 と橋で連結	0	×	×	×	×	0	0
アスファルト合材	×ただし、本土 と橋で連結	×ただし、本土 と橋で連結	×	×	×	×	0	0

	(13)		(1	4)		(15)	(16)	(1	7)
地区平戸	π =	田平土木管内の離島				- ケータ	## é	中通島·若松島	
	平户	鷹島	大島	度島	黒島	福江島	椛島	中通島	若松島
生コンクリート	0	0	0	0	×	0	×	0	×ただし、本土 と橋で連結
アスファルト合材	×ただし、本土 と橋で連結	×	×	×	×	0	×	0	×ただし、本土 と橋で連結

	(1	8)	(19)	(20)	(21)	(22)	
地 区	奈 留 島・久 賀 島		壱岐島	対馬I	対馬Ⅱ	対馬Ⅲ	
	奈 留 島	久賀島	它吸出	√ 1 /m 1	N 149 II	ᄭᇑᄪ	
生コンクリート	0	0	0	0	0	0	
アスファルト合材	×	×	0	0	0	0	

(4) 捨石・砂 (海上渡し) 単価地区割図

① 捨 石

地区割については表-1及び、捨石地区割図の通りとする。

(表-1)

	地 区 名	範囲
1	本 土 北 区	佐賀県堺より佐世保市と西海市の市堺まで
2	本 土 中 区	佐世保市と西海市の市堺より長崎市(旧野母崎町と旧三和町の町堺) まで
3	本土大村湾沿岸	大村湾沿岸
4	本 土 南 区	長崎市(旧野母崎町と旧三和町の町堺)より佐賀県堺まで
5	宇久・小値賀地区	佐世保市(旧宇久町)、小値賀町、平島、江ノ島
6	上五島地区	中通島、若松島、奈留島、久賀島
7	下五島地区	福江島全島
8	壱 岐 全 島	壱岐市管内
9	対 馬 東 沿 岸	対馬市上対馬町久ノ下崎より浅芽湾一円及び対馬市厳原町豆酪崎鼻まで
10	対 馬 西 沿 岸	対馬市上対馬町久ノ下崎より対馬市豊玉町小松崎鼻まで、御崎鼻~豆 酪崎鼻まで

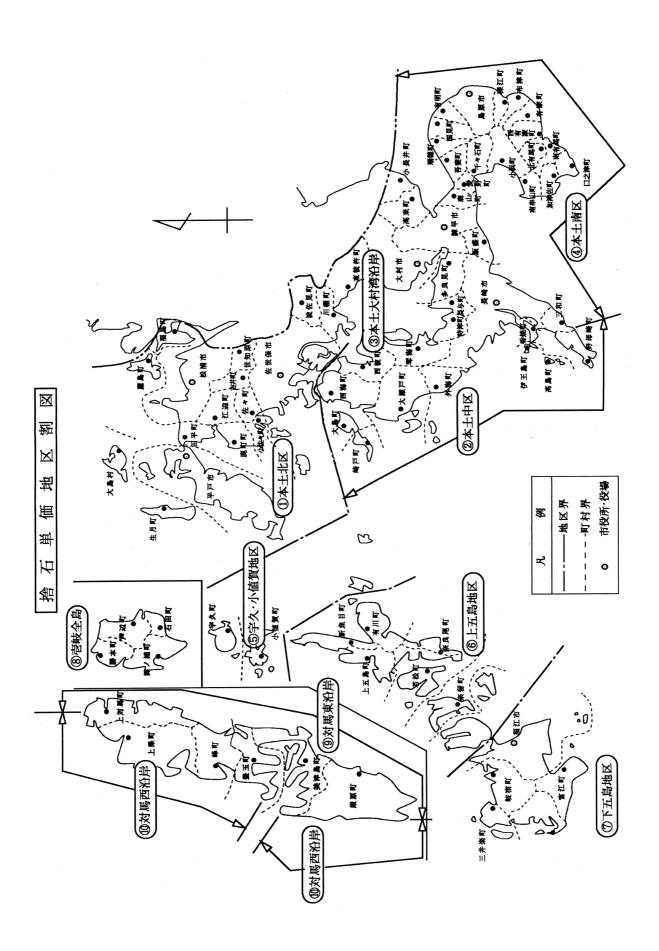
②砂 (海上渡し)

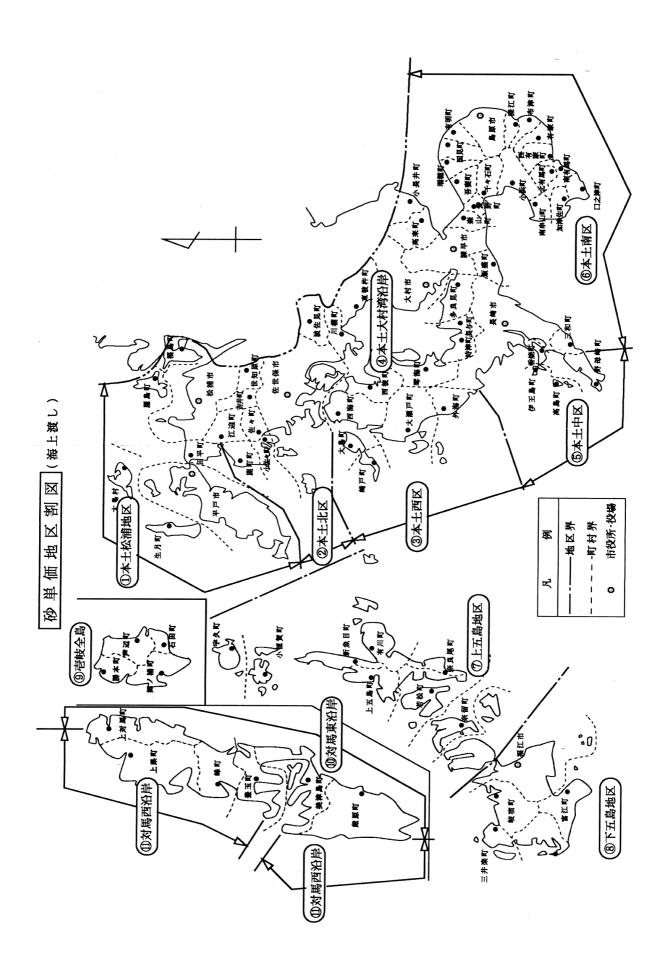
地区割については表-2及び、捨石(海上渡し)地区割図の通りとする。

(衣一	2)

	地 区 名	範囲
1	本土松浦地区	佐賀県堺より江迎町と鹿町町の町堺まで
2	本 土 北 区	江迎町と鹿町町の町堺より西海市西海町寄船鼻まで
3	本 土 西 区	西海市西海町寄船鼻より長崎市(旧外海町と旧長崎市の市町境)まで
4	本土大村湾沿岸	大村湾沿岸
5	本 土 中 区	長崎市(旧外海町と旧長崎市の市町境)より長崎市(旧野母崎町と旧 三和町の町境)まで
6	本 土 南 区	長崎市(旧野母崎町と旧三和町の町境)より佐賀県境まで
7	上五島地区	佐世保市(旧宇久町)、小値賀町、平島、江の島、中通島、若松島、 奈留島、久賀島
8	下五島地区	福江島全島
9	壱 岐 全 島	壱岐市管内
10	対 馬 東 沿 岸	対馬市上対馬町久ノ下崎より浅茅湾一円及び対馬市厳原町豆酘崎鼻まで
11	対 馬 西 沿 岸	対馬市上対馬町久ノ下崎より対馬市豊玉町小松崎鼻まで、御崎鼻~豆 酘崎鼻まで

注:ケーソン中詰砂、サンドコンパクション用砂、置換砂に使用する単価である。





(5) セメント

基本単価一覧表のコードに掲載しているセメント (バラモノ) は、一件工事で 1,000 t 以上使用する場合は、適用できない。

なお、1,000 t 以上使用する場合は、特別調査により単価を決定すること。

基本単価一覧表のコードに掲載しているセメント(袋物)は4t以上8t未満の場合とし、4t未満についてはセメント(小口・袋物)を使用すること。

(6)火薬

基本単価コード(TT4001~TT4005)単価は1t未満の場合とする。 1t以上及びトンネル、ダム等の大型事業の場合は特別調査によること。

(7) コンクリート二次製品の海上運賃

離島において本土生産されるコンクリート二次製品を使用する場合のkg当たり海上運賃は基本単価コード(TT0001)とし、適用については下記による。

- 1. 海上運賃には、島内での陸上輸送を含む。
- 2. 離島本島から離島の離島へ海上運搬する場合は、別途見積を行う。
- (8) 鋼矢板、鋼管杭、H杭等の単価決定について

取引数量及び各種エキストラは、市場価格資料による。

なお離島地区についてのkg当たり海上運賃は基本単価コード (TT0002) とし、適用については、下記による。

- 1. 海上運賃には、島内での陸上輸送を含む。
- 2. 離島本島から離島の離島へ海上運搬する場合は、別途見積を行う。
- (9) TP3205~TP3250 のフェンスの規格は、以下のとおりとする。

ビニル被覆(TP3205~TP3226) 線径 φ 3.2×網目 50 mm

亜鉛メッキ (TP3231~TP3240) 線径 φ 3.2×網目 56 mm

メッキ着色 (TP3241~TP3250) 線径 φ 3.2×網目 56 mm

(10) 安全灯について(詳細の規格は、下表のとおりとする。)

区 分	規格	単位	本土地区	離島地区
第1線 防波堤	<灯具> 灯色: 黄色、赤、緑 光達距離: 5km~9km 閃光時間: 2秒~4秒 材質: 耐食アルミニウム合金 <標体(ポール) > 灯高: 3.0m以上 材質: STK400亜鉛メッキ <電池> 形式: 太陽電池式 耐用年数: 蓄電池3~5年	基	TP4496 (LED∮イプ)	TP4497 (LEDタイプ)
第2線 防波堤	< 灯具>	基	TP4498 (LED∮イプ)	TP4499 (LEDቃላプ [°])

2. 共通資材単価

- (1) 資材単価は原則として工事現場渡し価格とする。
- (2) 鋼鈑・形鋼について
 - ① 価格採用にあたっては、販売価格(市中価格)を原則とし、実勢販売価格(実取引価格を考慮する。
 - ② 形鋼のうち鉄塔向け以外の等辺山形鋼については、市中価格とする。
- (3) 長崎県産材スギ・ヒノキ丸太価格(森林土木用)
 - ① 白木仕上げ(皮剥ぎ)丸太:壱岐、近離島については別途運搬費を計上すること。(本 土最寄港渡し。)また、対馬については取扱いを行って いない。
 - ② 円柱加工丸太:五島及び壱岐、近離島については別途運搬費を計上すること。(壱岐は厳原港渡し。五島及び近離島は本土最寄港渡し。)
 - ③ 燻煙丸太:対馬島内現場渡し単価とする。

3. 建設機械賃料

長期割引率及び賃料に含まれる料金

機種	長期割引率	燃料費	オペレータ料金
トラッククレーン	20%割引済	含む	含む
ホイルクレーン(ラフテレーンクレーン)	JJ	II	11
クローラクレーン	無し	別途計上	11
トラクターショベル	35%割引済	JJ	別途計上
ロードローラ	JJ	II	11
タイヤローラ	JJ	II	11
振動ローラ	JJ	II	11
高所作業車	"	JJ]]
空気圧縮機	JJ	II	11
発動発電機	JJ	II	11
水中ポンプ	JJ	II	11
ミニバックホウ	11	IJ	11
バックホウ	11	II	11
高所作業車(トラック架装リフト)	11	JJ	11

⁽注)長期割引率等の内容については積算資料及び建設物価を参考。

[3] 機械設備工事単価

1. 素地調整費

「土木工事積算基準書」の「第IV編道路」「第7章橋梁工」「②橋梁塗装工」によるものとする。